イギリスにおける内閣の連帯責任性の成立過程

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学大学院
	公開日: 2012-01-13
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 石川, 多加子
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/11251

イギリスにおける内閣の連帯責任性の成立過程

石 川 多 加 子

目次

はじめに

政治的弾劾の意義

大臣の個別的責任性の発達

四 内閣の連帯責任性の始まり

五 おわりに

はじめに

な責任を負うということ、言葉を換えて言うならば、政府が議会(下 が立法府 としたものであるとされていたが、現在では争いのあるところである。(-) ment)を採用している。かつて、その形態はイギリスの制度をモデル 周知のように、日本国憲法は、議員内閣制(Parliamentary govern-議員内閣制とは、立法府と行政府とがいちおう分立した上で、行政府 −両院制の場合には主として下院である−−−に対して政治的

う議会の役割の低下ということが、よく指摘されるところである。

ている。差異が生じた原因としては、行政権の把大化と、それにともな 述べたような議院内閣制の定義とは、実際上、かなり異なる現象が生じ

の信任を、その在職の要件とすることである。

ルする手段が設けられていること、の三点が挙げられよう。(3) に均衡が保たれるよう、多かれ少なかれ互いに他を抑制し、コントロー と、政府を構成する大臣が議会に議席を有すること、政府と議会との間 が議会に対して政治責任を負い、議会の信任が政府存立の要件であるこ もろの型が生じ、特定の型が憲法で定められている場合でも、広い運用 の組織、地位の強弱、相互のコントロールの手段の配分に応じて、もろ 上の余地があり、政治過程の進行において制度の内容が大きく変遷する ことも稀ではない」のだが、議員内閣制の一般的な特徴としては、政府 ところで、今日では、日本ばかりではなくイギリスにおいても、右に ひと言で議員内閣制と言っても、「君主制、共和制の別、議会と内閣

1

でには、どのような過程を経てきたのかという問題につき、歴史的な憲ギリスにおいて、内閣が議会に対し、連帯して責任を負うようになるまそこで、本稿では、典型的な議院内閣制を採用していると言われるイ

法考案を試みたいと思う。

中閣の連帯責任性の生成に関して考察する場合、次の三段階に分けて 大臣が、議会に対し、内閣が初めて連帯責任を負った時期である。これら三 大臣が、議会に対して、個別的に責任を負った時期である。これら三 に、議会に対して、個別的に責任を負うようになった時期、第二に、 、大臣が、議会に対して、個別的に責任を負うようになった時期、第二に、 大臣が、議会に対して、個別的に責任を負うようになった時期、第二に、 という手段が行使された時期、第二に、 大臣の責任を問う方法と

注

- (1) 作間忠雄「イギリスの議院内閣制」法学二〇巻一号六頁。
- 一〇二頁。(2) 宮沢俊義「議員内閣制のイギリス型とフランス型」比較法雑誌一巻一号
- 憲法講座③一七〇-一七二頁。(3) 阿部照哉「日本国憲法における議院内閣制」 清宮四郎=佐藤功編集・

一 政治的弾刻の意義

法序説」(Introduction to the Study of the Law of the Constitution) 巻革命からおよそ二〇〇年後にダイシイ(Albert V.Dicey)は、「憲を契機に、議会主権(Sovereignty of Parliament)が確立された。名を契機に、議会主権(Sovereignty of Parliament)が確立された。名

以下のことも意味しないのである」。

以下のことも意味しないのである」。

以下のことも意味しないのである」。

以下のことも意味しないのである」。

にさかのぼる。一三七六年に、下院(House of Commons)は、 が大臣の責任を問う方法として、弾劾という手段が行使されていた時期 会に対し、どのように責任を負うようになっていったのであろうか 外な利子をとって金を貸し、かつ債権者から国王の負債を価値以下で譲 らは、フランスのカレー港からウール繊維を運ぶにあたって、国王に法 した」もので、 わば、「大臣に対する法的コントロール手段として、弾劾の手段を利用 を、最初に考察する必要がある。ここで取り上げる弾劾は、議会が、言 た3 り受けたので、軽罪(misdemeanor)の廉で弾劾されたものであっ の平民を、上院(House of Lords)に告発したのである。ラティマー およびネヴィル(John Nevil)とリオンズ(Richard Lyons)ら四人 て、後に弾劾の起源とみなされる手段を行なっている。下院は、善良議会 (Good Parliament)において、貴族のラティマー(William Latimer) イギリスにおける内閣の連帯責任性の歴史を理解するためには、 それでは、議会主権の原則を採用するイギリスにおいて、内閣は、 ところで、弾劾の起源は、古くエドワード三世(Edward Ⅲ)の時代 "政治的弾劾』(political impeachment)と言われる。 初め 議会 議

されたこととなる。 of Suffolk)の弾刻事件が起こっているが、同伯の弾刻によって、下院が国王の大臣を弾刻するという権利を新たに獲得したということが確認が国王の大臣を弾刻事件が起こっているが、同伯の弾刻によって、下院また、一三八六年に、サフォーク伯(Michael de la Pole, Earl

しかしながら、サフォーク伯の弾劾以降は、長い間下院は、弾劾権を

あるからである。事實上、拾七世紀に至る迄、この法律は國會が專制君 活用されたことも、弾劾権が行使されなかったことの理由である。弾劾 れたのである。同時に、権利剝奪法(Act of Attainder)がしばしば あって、この事実が認識されたために、弾刻の手続は、まもなく断念さ こと |-王の側も、自己の敵に対して等しく弾刻という武器を行使しうるという 對側の領袖を擠るゝ機關として利用せられたのである」。 (6) 主の手足となって、權臣を處刑する場合、若くは國會の多數黨がその反 は、國王の裁可を必要とするから畢竟國王と國會との一致したる徴證で して、その大臣を制裁せしめることを目的とするけれども、人權喪失律 である。なぜならば、「弾劾は國王と衝突した場合、後者が前者を強要 にかわって、権利剝奪法が用いられたということは、議会の勢力が弱ま いう武器も、下院にとっては、あまり役に立たなくなるのである――が 行使していない。弾劾権が長期間活用されなかったことの背景には、国 国王のコントロールを受けるようになってしまっていたということ -言いかえるならば、上院が国王を支持しさえするなら、弾劾と

世(James I)の議会において、モンペソン(Sir Giles Mompesson)まり、弾劾権の行使が復活した。一六二一年に召集されたジェームズーしかしながら、スチュアート朝の時代になると、議会の勢力が再び強

者に対し有罪の宣告を与えた。(?)ソンとミッチェルは、詐欺、暴行、職権濫用の罪を問われ、上院は、両とミッチェル(Sir Francis Mitchel)が弾劾されたのである。モンペ

れ、その後一切の公職につくことを禁じられることとなった。 がであった。ベーコンは、罰金を課せられた上に、ロンドン塔に幽閉さいである。ベーコンは、形式上、収賄の廉で弾劾されたのだが、実際は、明ら国王の政策に対する責任を肩代わりさせられたものであることは、明らは、より重要である。なぜならば、ベーコンは、国王の大臣だったからは、より重要である。なぜならば、ベーコンは、国王の大臣だったからは、より重要である。なぜならば、ベーコン(Francis Bacon)の弾劾事件

れ、憲法上の権利として完全に確立されたものと言える。 活した国王の大臣を弾劾するという下院の権利がより強固なものとさが行使された。同伯が弾劾されたことによって、ベーコン事件の際に復りが使された。同伯が弾劾されたことによって、ベーコン事件の際に復り、一六二四年には、大蔵卿(Lord Treasury)であるミドル

張した。このディッガースの主張は、「国王はいかなる悪もなし得ず」件が重要な意味を持つ。同公の弾劾案が、下院の代表者によって上院に提出された際に、ディッガース卿(Sir Dudly Digges)とエリオットのである。すなわち、前者は「英國の法律は國王が惡しき若くは不法なる事を命令する能はざることを教へて居る。何んな惡しい事件が續發なる事を命令する能はざることを教へて居る。何んな惡しい事件が續發しても、其等の企擧を執行したものが、責任を負はねばならない」と主しても、其等の企擧を執行したものが、責任を負はねばならない」と主しても、其等の企擧を執行したものが、責任を負はねばならない」と主しても、其等の企擧を執行したものが、責任を負はねばならない」と主しても、其等の企擧を執行したものが、責任を負はねばならない」と主しても、其等の企擧を執行したものが、責任を負はねばならない」と主いが重要なる思いなる悪もなし得ず」を表しても、其等の企擧を執行したものが、責任を負はねばならない」と主になる事をのである。

(the King can do no wrong) という原則を言い表わしたものである。そして、後者は、「諸卿よ、余は信じ能はざれども、假りに陛下が成んで同意せられ、若くは命令せられたとしても、それが爲、決して公殿(バッキンガム)に對して滿足することも出來なければ、又何等その野(バッキンガム)に對して滿足することも出來なければ、又何等その野の主張を一歩進めて、後の大臣責任(Ministerial Responsibility)の系の主張を一歩進めて、後の大臣責任(Ministerial Responsibility)の別を表現したものであった。つまり、国王とは、いかなる悪もなし得原則を表現したものであった。つまり、国王とは、いかなる悪もなし得原則を表現したものであった。つまり、国王とは、いかなる悪もなし得の主張を一歩進めて、後の大臣責任(Ministerial Responsibility)のの主張をしたものである」と述べた。エリオットの主張は、先のディッガースの主張を一歩進めて、後の大臣責任(Ministerial Responsibility)の務であったからである」と述べた。エリオットの主張は、先のディッガースの主張を一歩進めて、後の大臣責任(Ministerial Responsibility)の表の主張を向から、その国王にかわって大臣が、国政についての責任ない存在であるから、その国王にかわって大臣が、国政についての責任ない存在であるから、その国王にかわって大臣が、国政についての責任ない方は、対している。

王政復古(Restoriation)後は、ダイビイ伯(Thomas Osborne、 Earlof Danby)の弾劾事件が、大きな意義を持つ。同伯の弾劾をめて、国王の恩赦は、弾劾に及んではならない、と結論を下している。なな、この点につき、一七一五年の王位継承法(Act of Settlement)は、「イングランドの国璽をもってする特徴は、庶民院議員による弾劾お、この点につき、一七一五年の王位継承法(Act of Settlement)は、「イングランドの国璽をもってする特徴は、庶民院議員による弾劾お、この点につき、一七一五年の王位継承法(Act of Settlement)は、「イングランドの国璽をもってする特徴は、庶民院議員による弾劾お、この点について、議会の解散や停会によって、その手続は中とたび開始された弾劾でも、議会の解散や停会によって、その手続は中とたび開始された弾劾でも、議会の解散や停会によって、その手続は中とたび開始された弾劾でも、議会の解散や停会によって、その手続は中に対する抗弁とはならない。 明確に主張されたのである。

際上の制御とに、當然服從す可し」と評している。 際上の制御とに、當然服從す可し」と評している。 際上の制御とに、當然服從す可し」と評している。 際上の制御とに、當然服從す可し」と評している。 際上の制御とに、當然服從す可し」と評している。 際上の制御とに、當然服從す可し」と評している。 原上の制御とに、當然服從す可し」と評している。 原上の制御とに、當然服從す可し」と評している。

名誉革命によって議会主権の原則が確立された後も、議会が大臣の責任を問うために用いた政治的手段としての弾劾権は、重要な役割を果たした。一六九八年に、下院は、いわゆるジャントウ(Junto)内閣に対して、弾劾権を行使した。一六九八年の選挙で多数を占めたホイッグ党して、弾劾権を行使した。一六九八年の選挙では、ホイッグ党にかわり、トーリイ党(Tory Party)が多数を獲得する結果になったのである。トーリイ党が多数を占めた下院は、ホーファード(Edward Russel, Earl of Orford)、モンタギュ(Charles Montagu, Earl of Halifax)、ポートランド(William Bentinck, Earl of Portland)、Halifax)、ポートランド(William Bentinck, Earl of Portland)、日本マーズ(John Somers)というジャントウ内閣に対して、弾刻の手がを講じたのである。四人の弾劾がなされたことの背景には、政党という組織体が、この時期までに、かなり発達してきていたという事実があった。そもそも、名誉革命がなしとげられたのは、ホイッグとトーリあった。そもそも、名誉革命がなしとげられたのは、ホイッグとトーリカにない。

4

ィ両党の功績によるところが大であった。それに、当時はすでに、政党

という手段を用いて他党を攻撃するということは、他党の方針や政策を対を攻撃する一つの手段として、弾劾権が行使されたということも見逃やエリイ党の対立が明らかになってきたために、一方の政党が他方の政党を攻撃する一つの手段として、弾劾権が行使されたということも見逃れてはならない。つまり、この時のオーファードらの弾劾は、もちろん、内閣も誕生していた。この時のオーファードらの弾劾は、もちろん、内閣を好まなかった国王の意に反して、「政党内閣の嚆矢」と呼ばれる人内閣を好まなかった国王の意に反して、「政党内閣の嚆矢」と呼ばれる

批判することを意味した。

ても、 当な弾劾も、 劾権が用いられることとなったのである。「政治的弾劾がなくなり、正 うよりもむしろ、その大臣が所属する政党を攻撃する目的のために、 ら選ばれることが一般化してからは、大臣を通して国王を攻撃するとい 敵意を抱くこともしばしばであった。ところが、大臣が議会の指導者か する者 られる以前には、多くの議員は、大臣を、国王の都合の良いように行使 ければならないと考えられるようになったためである。このように考え ことを示している。すなわち、大臣は、議会の指導者たちから選ばれな 行使されなくなったことは、議会と大臣の結びつきが緊密になってきた た。しかし、 ィリアム三世の死後王位についたアン女王(Anne)の時代におい 議会が大臣の責任を問う方法としては、いまだ弾劾に頼ってい -言わば国王の手先---として見ており、議員が大臣に対し、 弾劾という手段は、この時期にすたれていった。(16) 大臣の責任を追求する方法としては利用されなくなってゆ 弾劾権が 弾

た。

いたわけではなく、少数党の中から選ばれて大臣の地位を占める者も存ではなかった。そのことは、大臣は全て議会の多数党の中から選ばれてから選ばれるべきであるという考え方が、はっきり意識されていたわけから選ばれるべきであるという考え方が、はっきり意識されていたわけの選ばれるべきであるという考え方が、はっきり意識されていたわけるとは、内閣と議会との関係で大臣責任制度が次第に確立されてゆくくことは、内閣と議会との関係で大臣責任制度が次第に確立されてゆく

在したという事実からもうかがい知ることができる

世のであった。三人が弾劾されたために、トーリイ党は、攻を奏したのであった。近、ユトレヒト和約(Peace of Utrecht)を結んだという罪で弾劾されたのであった。三人が弾劾されたために、トーリイ党は、容易に党の知なのであった。三人が弾劾されたのであった。三人が弾劾されたために、トーリイ党は、容易に党のない。(宮)の中央に対し、弾劾権を行使したのである。三人は、ユトレヒト和約(Peace of Utrecht)を結んだという罪で弾劾されたのであった。三人が弾劾されたために、トーリイ党は、容易に党の力が最ものであった。三人が弾劾されたために、トーリイ党は、容易に党のれたのであった。三人が弾劾されたために、トーリイ党は、容易に党のれたのであった。三人が弾劾されたために、トーリイ党は、容易に党のれたのであった。三人が弾劾されために、トーリイ党は、容易に党の利が権を、純粋に政治的な手段として行使した最後の事例は、一七一種効権を、純粋に政治的な手段として行使した最後の事例は、一七一種効権を、純粋に政治的な手段として行使した最後の事例は、一七一種効権を、純粋に政治的な手段として行使した最後の事例は、一七一種効権を、純粋に政治の対象は、対象を表したのであった。

が生み出されたことを意味する。すなわち、大臣は、議会の信任を得ら劾権を利用しなくなったということは弾劾権にとってかわる新しい方法用された事例は生じていない。議会が大臣の責任を問う方法として、弾オックスフォードらの弾劾事件以降は、政治的手段として弾劾権が利

れなくなった場合は、辞任するというものである。

が主にこの弾劾権に存すると信じていた」のであった。という事実について考察してきた。弾劾権は、初め、国王に対する議会という事実について考察してきた。弾劾権は、初め、国王に対する議会以上、議会が、大臣の責任を追求する方法として、弾劾権を利用した

するようになっていったのである。一方で、政党が他の政党の政策や方針を攻撃する手段としての意味も有れまでのように、議会が国王に対して攻撃する手段としての意味を持つ組織が発達していくと、弾劾権の意義も変化をとげることになった。そしかし、名誉革命を経て、議会主権の原則が確立され、同時に政党の

る。

この

この

この

ことは

、大きな

では、

でもちろん、

弾劾権の行使にかわる大臣の責任追求の方法が確立されていなかった

このことは、

とれでもなお、アン女王の時代までは、

議会による大臣の責任追求の

る。

る。

Constitution, 10th ed. 1959, pp.39-46.

- 頁。(2) 野上修市『アメリカの連邦裁判官の弾劾』法律論叢四五巻五・六号五三(2) 野上修市『アメリカの連邦裁判官の弾劾』法律論叢四五巻五・六号五三
- (α) Thomas Pitt Taswel-Langmead, English Constitutional History,
 1912, revised ed.by Theodore F. Pluncknett, PP.184-185.
- Ibid., PP.190-191.

4

- (σ) Kenneth Mackenzie, The English Parliament, 1950, P.79
- (6) 占部百太郎『英國憲政史』三二七頁。
- (~) Taswel-Langmead, op. cit., p.397.
- (∞) Mackenzie, op. cit., p,79.
- (σ) Taswell-Langmead, op. cit., p.398.
- (10) 占部『前掲書』四七六頁。
- (11) 高木八尺=末延三次=宮沢俊義編『人権宣言集』九五頁。
- (2) F. W. Maithland, The Constitutional History of England, 1938 PP.215-216.
- (13) 占部『前掲書』五六二-五六三頁。
- (A) Taswell-Langmead, op.cit., P.600; Sir David Lindsay Keir, The Constitutional History of Modern Britain since 1485 8th ed., 1966,
- (15) 水木惣太郎『議会制度論』一一六頁。
- (6) Keir, op. cit., P.290
- 三巻三号一〇〇頁。(17) 清水睦『揺籃期におけるイギリス内閣制度研究の一試論(ご』法学新報六
- 쪽) Mackenzie,op.cit.,P.79 ; Taswell-Langmead op.cit.,P.601
- (19) 清水『前掲書』一〇〇頁。

三 大臣の個別的責任性の発達

王も、ウィリアム三世と同様に、政党内閣を好んでいなかったのにもか追求する方法としては、弾劾権の行使に頼っていた。他方では、アン女前章で考察したように、アン女王の時代までは、議会が大臣の責任を

ĵ

Prime minister)の始まりであった。

Prime minister)の始まりであった。

Prime minister)の始まりであった。

Prime minister)の始まりであった。

of Oxford)の登場によって、議会と内閣の関係は、新しい局面を迎えの「Oxford」の登場によって、議会と内閣の関係は、新しい局面を迎えたのである。すなわち、ウォルポールは、下院の信任を失った場合には、大臣の職を辞任すべきであるという先例を作ったのであった。ウォルポールが大蔵総裁(First Lord of Treasury)の職を辞したことで、責任内閣制の土台が築かれることとなったわけだが、それには、次の二つの原則――国王の閣議不出席と下院の支持に基づいた内閣制度のの二つの原則――国王の閣議不出席と下院の支持に基づいた内閣制度のである――が、ウォルポールの時代に確立されたことと深く関わっている。

(George II)の時代を通じて、慣例として定着した。つまり、アンた。この原則は、ジョージー世(George I)とジョージ二世閣議に参加しないことが、責任内閣制が確立されるための前提であっまず初めに、国王の閣議不出席である。すでに述べたように、国王は

た。内閣は、本来の統率者であった国王を失い、自分たちの中から、国(8) 則が確立した。国王が閣議に出席しないようになると、国王は、 世が閣議に出席しなかったという偶然が作用し、国王の閣議不出席の原 た。しかし、国王は、ハノーヴァー領に大きな関心を寄せ、しばしばハ るようになったのである。ジョージー世の死後、一七二七年に王位につ り、一七一七年末には、ついに、国王の出席がなくても、閣議が開かれ ていた。しかし、やがてジョージー世が閣議に出席することはまれにな る。それでも、国王は、即位後しばらくは、自らが主宰して閣議を開(5) もあって、イギリスの政治をあまり理解しようとはしなかったのであ 出身で、ドイツ人であった。国王は、英語を解さず、また、老齢のせい 女王の死後、一七一四年に即位したジョージ一世は、ハノーヴァー家の 宰し、政権を掌握した。 それまで、国王の任務であった政策の調整は、総理大臣の手に移って 王にかわる人物、すなわち総理大臣を見い出すことになったのである。 協議および決定に対して、主導権を失い、支配することも不可能となっ 議に出席することはなかった。このように、ジョージ一世とジョージニ いたジョージ二世は、先王に比較すると、政治に対する興味を有してい Excheqner)を兼職し、 いった。ウォルポールは、大蔵総裁と大蔵大臣(Chancellor of ノーヴァーを訪れていた。そのため、わずかな例外を除けば、国王が閣 一七二一年から一七四二年にかけて閣議を主 国政の

るようになったことで、かなり緩和されてきていた。そして、内閣を維内閣に対して抱いていた不信感は、大臣が議会の指導者の中から選ばれ第二は、下院の支持に基づいた内閣制度の確立である。初め、下院が

国家権力の真の源泉は下院の中に見い出されるという認識を有していた 持するためには、下院の支持が不可欠であるという明瞭な自覚を有して ことであり、第三は、ウォルポールが、下院において多数派を形成し、 たのである。第一は、国王の信任であって、第二は、ウォルポールが、 いたのが、ウォルポールであった。ウォルポールが、約二○年という長 政権を保持することができたのは、次の三つの要因に基づいてい

い間

of the Peace)に委ねて、干渉しなかった。トーリイ党の支持層に歓迎 策を採用して、トーリイ党の支持基盤である地主階級の戦費負担を軽減 展政策を放棄し、 策を進め、利益の両立に成功したのである。つまり、ウォルポールは、 ポールの平和」(Pax Walpoliana)と呼んでいる。ウォルポールは、 ホイッグ党本来の激しい党派精神に基づいた武力による積極的な海外発 に、ホイッグ党とトーリイ党双方の支持基盤の利益が両立するように政 は、目ざましい発展をとげた。ウォルポールは、これらの発展のため イギリスの商業、貿易、財政等の政策に対して辣腕をふるい、これら ルの時代を、「ロビノクラシー」(Robinocracy)または、「ウォル を告げ、政治的には比較的安定した時期を迎えていた。このウォルポー される政策を実施する一方では、ホイッグ党の支持層を構成するブル した。さらに、地方行政は、地主階級に属していた治安判事(Justice 「政争の時代」(または党派抗争 rage of party)がようやく終わり そのかわりに、トーリイ党側の方針である対外平和政

> である。 35 05 という口実の下で、空前の買収を行なっていたことも事実であった。(ユン) 得ることに成功し、それはそのまま、下院における支持の獲得を意味す ジーの利益を両立せしめることで、ウォルポールは、国民の広い支持を 時のイギリス国民の中で多大な部分を占めていた地主階級とブルジョア ジョアジーが望む経済政策を押し進めていたのである。このように、当 間に、ある種の忠誠と団結とを維持することが可能になったという見方 ポールが用いた官職任命権の効果として、 代以前には、下院と政府の間に常に摩擦が生じていたのだが、ウォル 方が存在していることを指摘しておきたい。つまり、ウォルポールの時 買収という事実については、批判的な見方ばかりではなく、好意的な見 われるのは、そのためである。しかしながら、官職任命権による議員の 地位を與へた」。ウォルポールが、後に、腐敗政治家の典型のように言 る。ウォルポールは、「金を好む人には金を贈り、地位の好きな人には りではなく、最も多く官職任命権を行使できるからであったとも言われ を選んだのは、この地位が行政上重要な地位であるという理由からばか 府側に引き入れていた。そもそも、ウォルポールが大蔵総裁という地位 ポールは、官職任命権(Patronage)を用い、必要に応じて議員を政 の結果、一七二二年の選挙で、ホイッグ党は圧勝した。また、ウォル(3) る手段として、選挙対策に力を注いでいたこともあげられる。選挙対策 ることとなった。また、ウォルポールは、下院において多数派を確保す ウォルポールの支持者たちの

広く国民の支持を得ることである。当時は、名誉革命以来続いていた

ルは、下院の支持を得るために、あらゆる手段を用いた。その一つが、

かつ、それを維持する力量を備えていたということである。ウォルポー(ロ)

ることに成功した。ウォルポールが掌握していた権力は、しっかりと下 いずれにせよ、ウォルポールは、下院の支持に基いた内閣を築き上げ

存在は、間接的に、政党の組織力に支えられているという事実を、明確い。ウォルポールは、自分の権力が政党の力に依存するもので、内閣のは、政党の強い組織力があったということは、見過ごすことができな院の支持に支えられたものだったのである。議会による支持の背後に

ルはの辞任によって、責任内閣制が確立されることとなる。いた内閣制度が確立した。これらの原則が前提条件となり、ウォルポー以上のように、国王の閣議不出席の原則が定着し、下院の支持に基づに自覚していたのである。

> 要求する動議が、次々に提出された。弾劾という古い武器を蘇らせよう(2) を中断しなければならなかった。そして、弾劾にかわり、新たに大臣の して、いささか不利な報告を行なっただけで、ウォルポールの不正追求 制する権限を欠いていた。そのために調査委員会は、ウォルポールに対 めに設けられた委員会は、ウォルポールの不正に関する証拠の提出を強 ぎなかった-だけで、満足せざるを得なかったのである。この調査のた するという下院の決定-ほんのわずかな差で、この動議を可決したに過 敗に終わった。反対派は、一○年間にわたるウォルポールの行為を調査 る。結局、ウォルポールに対して弾劾権を行使しようとした試みは、失 政治上の態度という問題ではなく、内閣の政策そのものであったのであ よって追求されなければならないことは、ウォルポール個人の不正や、 る何らの犯罪も犯したわけではないことは、実に明白であった。議会に Pulteney)を中心とする反対派によって、ウォルポールの不正調査を て敗北したのである。これを契機にして、下院では、パルトニ(William の委員長を選出した際には、二四二対二三八で、ウォルポール派は初め とする試みがなされたのである。しかし、ウォルポールは、国家に対す(窓)

責任を追求する方法が、確立されることになった。

すべきである、という原則を確立することとなったのであった。 政治が行われることである。責任は、行政の監督権を、衆議院に議席を 古める政治家か、さもなくば政治上の部下を衆議院に代表として出して いる政治家の手中に置くことによって確保される」と説明した。この時 いる政治家の手中に置くことによって確保される」と説明した。この時 のウォルポールの辞任が、下院において敗北した場合、総理大臣は辞職 のウォルポールの辞任が、下院において敗北した。

は 閣、究極の主權者としての下院、 權をつなぐものが組織された議會政黨であり、政治上の基本的原則につ 獨立の制度としてではなく、究極の主權を把持する議會が優位を占める てウォルポールの時代に近代的な内閣制度は略々完成されたが、それは 數黨と政府をつなぐ齒車として政黨内閣をつくったのである。……かく リーダーシップをとり、その基礎の上に内閣を組織するといふ方法を以 で、政権を担当していた。ウォルポールは、総理大臣の「任務を下院の よく表わしている。ウォルポールは、下院の支持の獲得を重く見た上 素は、事實上この時代に、議會制度といふ一政治制度の缺くべからざる 之に指導されるといふ政黨政治の必要が理解された。行政府としての内 をとり、之によって議會の多數を把握し、國民は政治上の問題について 制度の一機關として發達したのである。そして内閣の行政權と議會の主 て達成した。彼は下院の多數黨たるホイッグ黨の支持を確保し、この多 いて共通の見解を有する指導的政治家が國政の運營について共同の歩調 ウォルポールがいかに下院の存在を重視していたかということを、 ォルポールが、下院の支持を失うとすぐに、職を辞したという事実 及び政黨による支配といふ憲政の三要

相關的な要素として生長したのである」。 (3)

以上のように、下院の支持を確保し得ない場合、大臣は辞職すべきであるという大臣責任の原則が確立した。もっとも、ウォルポールの辞職あるという大臣責任の原則が確立した。もっとも、ウォルポールの辞職があるという大臣責任の原則が確立した。もっとも、ウォルポールの辞職がある時代は過ぎ去り、議会の多数の意志によって内閣の交送が行われるがる時代は過ぎ去り、議会の多数の意志によって内閣の交送が行われるである。「こうして弾劾・流血等の過激な処置によって政権の交替をはかる時代は過ぎ去り、議会の多数の意志によって内閣の交送が行われるがる時代は過ぎ去り、議会の多数の意志によって内閣の交送が行われるがある時代は過ぎ去り、議会の多数の意志によって内閣の交送が行われるがある時代は過ぎ去り、議会の多数の意志によって内閣の交送が行われるがある。「こうして弾劾・流血等の過激な処置によって政権の交送が行われるがある。」

期に關する明確な觀念をもってゐたといふ双方の事實によって近代的内

「事實上の首相としての偉大なる力及び業績と、その地位を去るべき時

閣制度の確立に大きな足跡を殘したのである」。 (3)

なかった。内閣の連帯責任の原則が成立するまでには、なお時間を必要 ならないとする考え方は、この時期にはまだ存在していなかったのであ 払っていた。しかし、総理大臣と共に、同僚の大臣達も辞職しなければ(3) で、総辞職は行なわれなかったのである。ウォルポールは、在職中に、 推察できる。ウォルポールの辞職後も、何人かの大臣が更送されただけ 外のほとんどの大臣達は、そのまま地位に留まっていたという事実から なかった。このことは、ウォルポールが辞任した際に、ウォルポール以 としたのである。 る。ウォルポールが意図した内閣の一体性は、まだ充分に発達してはい 大臣達が一致した考えを有し、かつ、行動するよう、閣内の統一に心を (collective ministerial responsibility) の原則は、充分に確立をみ しかしながら、ウォルポールの時代において、 「内閣の連帯責任」

注

- î Taswell-Langmead, op. cit., p.697
- 2 清水『前掲書』一〇六頁。
- 3 論集一三巻三号一三四頁。 近藤申一『一七世紀イギリスにおける議院内閣制への胎動⑴』青山法学
- り、大きな力を持って内閣の中で指導者的地位を占めた大臣は、何人か存 在していた (Brume F. Carter, 1956, pp.18-21)。 ウォルポールが総理大臣の地位を占める前にも、第一大臣と称せられた
- (15) Sir William R. Anson, The Law and Custom of the Constitution 4th ed, 1935, p.108
- John P. Mackintosh, The British Cabinet, 2nd ed, 1968, p.50
- (7) Carter, op. cit., pp.21-22

- 8 Anson, op. cit., p.108
- 9 Mackenzie, op. cit., p.83
- Plumb, Sir Robert Walpole, vol. II, p.1 中村英勝『イギリス内閣制度の起源と發展』西洋史学1五二頁、J. Ή
- 11 Anson, op. cit., p.126
- macy) 山色清 (Basil Williams, The Whig Supremacy 1714-1760, 2 イッグ党の支配体制が続いた。これを「ホイッグの優位」(Whig Suprend ed, 1962)° 一七一四年から一七六○年頃まで、およそ五○年という長い期間、ホ
- 13 cit.,p.24. 浜林正夫『イギリス名誉革命史下巻』四〇九-四一二頁、Carter, op.
- $\widehat{14}$ 占部『前掲書』六三三頁
- (15) Mackenzie, op. cit., pp.85-86. なお、ウォルポールを腐敗政治家の典 型としてとらえることへの反論もなされている(占部『前掲書』六二九六 三四頁)。
- Carter, op. cit., p.23
- <u>17</u> 浜林『前掲書』四三二頁。
- 18 浜林『前掲書』四二八 - 四三三頁。
- 19
- 20 Mackenzie, op. cit., pp.8687, Keir, op. cit., pp.316-317 浜林『前掲書』四三二頁。
- 21 Mackenzie, op. cit., p.87.
- 中村『前掲書』五四頁。
- Ⅰ・ジェニングス著 榎原猛=千葉勇夫訳『新訂イギリス憲法論』一五
- 中村『前掲書』五二頁
- 25 水木『前掲書』一一七頁。
- 中村英勝『イギリス議会史新版』九二頁。
- 時のフランスでは、総理大臣の役職は、法令によって確立された公職で ものと思われる。また、総理大臣という役職について比較してみると、当 理大臣という語の中に、独裁者というニュアンスを含ませて使用していた ていたということに対する非難であった。ウォルポールの敵対者達は、総 「総理大臣」という言葉は、本来ウォルポールが手中に権力を集中させ

であった(Mackenzie, op. cit., p.84)。理大臣という役職は、法令において正式に認められた地位ではなかったのあった。しかし、イギリスでは、ウォルポールがその地位を占めていた総

- (28) 杉山逸男『イギリス内閣制度(一)』日本法学二九巻三号七八頁。
- (Williams,op. cit., p.8)。は、ロック(John Locke)の思想が影響を与えていたと言われる。2)中村『前掲書』五四頁。なお、政治に対するウォルポールの考え方に
- (ℜ) Carter, op. cit., p.23

四 連帯責任性の始まり

期が続くのであった。

(上) 前章で述べたように、ウォルポールが政治の実権を握った期間に、責前章で述べたように、ウォルポールが政治の実権を握った期間に、責定を関してしても之を覆し得なかった程鞏固に、下院と内閣によって神益を別てしても之を覆し得なかった程鞏固に、下院と内閣によって神益を別でしても之を覆し得なかった程鞏固に、下院と内閣によって神益を別でしても之を覆し得なかった程鞏固に、下院と内閣によって神益を別でしても之を覆し得なかった程鞏固に、下院と内閣によって神益をがでしても之を覆し得なかったであらう。』と述べてゐるが、方すルポールの時代に於ける近代的内閣制度の生長は、幸福な条件に恵まれたいわば早熟な發達であり、次の時代に於いて國王の側より行はれた頑強な權力恢復の企図によって試練を受けなければならない」こととた頑強な權力恢復の企図によって試練を受けなければならない」こととに頑強な權力恢復の企図によって試練を受けなければならない」こととに頑強な權力恢復の企図によって試練を受けなければならない」こととに、責

物は登場しない。しばらくの間、責任内閣制の発達にとって、停滞の時の代となったウイルミングトン(Sprencer Compton,Earl of Wilmington)が、ウォルポールの後任となったが、ウォルポールのように絶大な権力が、ウォルポールの後任となったが、ウォルポールのように絶大な権力を保持することはできなかった。「名ばかりの」総理大臣に過ぎなかったのである。ウォルポールの辞任後は、ウイルミングトンのような名目たのである。ウォルポールの辞任後は、内イルミングトンのような名目たのである。ウォルポールが辞職した後は、閣僚の大半がそのままのに登場しない。しばらくの間、責任内閣制の発達にとって、停滞の時間は登場したい。しばらくの間、責任内閣制の発達にとって、停滞の時間に対した。

が総理大臣の座を占めたという事実は、「議会の支持の上に内閣がなりられいき事実があった。議会の支持を受けやすいという理由から、ペラムという事実があった。議会は組閣者についてそれほどはっきりとした意図をには、「この時、議会は組閣者についてそれほどはっきりとした意図をには、「この時、議会は組閣者についてそれほどはっきりとした意図を不であり、もう一人はウォルポールの輩下で、ウォルポール内閣当時の子をいようにみえるが、その任命が行われるとすぐにもそれを支持するかないようにみえるが、その任命が行われるとすぐにもそれを支持するかないようにみえるが、その任命が行われるとすぐにもそれを支持するかないようにみえるが、その任命が行われるとすぐにもそれを支持するかないようにみえるが、その任命が行われるとすぐにもそれを支持するかないようにみえるが、その任命が行われるとすぐにもそれを支持するかないようにみえるが、その任命が行われるとすぐにもそれを支持するかないようにみえるが、その任命が行われるとすぐにもそれを支持するかないようによりという事実があった。議会の支持を受けやすいという理由から、ペラムという事実があった。議会の支持を受けやすいという理由から、ペラムという事実があった。議会の支持を受けやすいという理由から、ペラムという事実があった。議会の大きに内閣がなりという事実があった。

ペラムの旧内閣を再び復帰させるしかなくなったのである。 いたと言える。ペラムは、一七四六年に、ジョージニ世が大ピット ていたと言える。ペラムは、一七四六年に、ジョージニ世が大ピット で、下院の支持は不可決であるといった考え方は、この時にも維持され たつということを前提としてのみ理解できる」のである。内閣にとっ

信頼を寄せていなかった。一七五六年一一月には、(3) 大ピットは、やはり国王地に信任されていなかったデヴォンシャー公 が望んでいた人物は、大ピットであった。しかし、国王は、大ピットに で」、辞職しなければならなかった。内閣を維持していく上で、下院を(ニ) 辞任してしまったのである。フォックスの辞任後まもなく、ニューカス(ミヒ) 持を得るために、下院における指導者であるヘンリー・フォックス ず、充分に政権を掌握することができなかった。ニューカスルは、世襲 となった。ところが、ニューカスルは、思うように下院の支持が得られ コントロールすることがいかに重要であるかということがわかる。 ル自身が、「下院を指導する人物が得られなかったというだけの理由 ックスは、自分に充分な権限が与えられないことを不満に思って、自ら(9) 貴族で、下院議員ではなかったためである。ニューカスルは、下院の支 (Henry Fox)を、いやいやながら大臣に選んだ。しかしながらフォ (Thomas Pelham-Holles,first Duke of Newcastle) が、その後任 この頃、国民の間で最も人気があり、総理大臣に就任することを世論 七五四年にペラムが亡くなると、ペラムの兄であるニューカスル 国王の意思に反し、

> (William Cavendish,4th Duke of Devonshire) らと共に、内閣を 構成しようとした時に、一時的に辞職した。しかし結局、この国王の望 みはいれられなかった。大ピットは、翌年、再びニューカスルと共に連 立内閣を組織したのである。国王が大ピットを信頼していなくても、大 じットを用いずに内閣を組織さもることは不可能であった。大ピット は、下院の支持を獲得していた。下院の支持が、国民感情を表わしてい は、下院の支持を獲得していた。下院の支持が、国民感情を表わしてい

た後は、ウォルポールという強力な指導者が、イギリス憲政史の表舞台から姿を消した後は、ウォルポールのように有能で、総理大臣という名称にふさわしい人物は登場しなかった。この時期は、責任内閣制の発達にとって、停滞の時期と言える。しかしながら、ウォルポールの時代に確立された責任内閣制の原理は、とりあえず維持されていた。もはや、下院のれた責任内閣制の原理は、とりあえず維持されていた。もはや、下院のれた責任内閣制の原理は、とりあえず維持されていた。もはや、下院のれた責任内閣制の原理は、とりあえず維持されていた。もは、次第に制限された。

代を迎えることとなった。 が総理大臣の地位につくまで、責任内閣制の歴史にとっては、反動の時が総理大臣の地位につくまで、責任内閣制の歴史にとっては、反動の時では、いって終わった。この後、小ピット(William Pitt,the younger)の即ウォルポール辞職後の停滞期は、ジョージ三世(George E)の即

しい政治を行なおうとした」のだが、その際に、「彼と直接対立したの王権の回復を強く望んだ。国王は、「国王の任命権を主張し、彼の好ま〔2〕「ハノーヴァー家最初の純英人的な國王」であったジョージ三世は、〔8〕

じていた。 ② Granville)を次々に任命した。そして、国王が自らの影響力によって 下げてしまったのである。国王は、総理大臣として、ニューカスル、 た。国王は、選挙において買収を行なったり、官吏任免権を利用して、 の影響力(influence)を増大させようとして、あらゆる手段を用い 督した。国王は自ら首相であり、且つ、内閣であった」のである。国民(2) 閣を、自分自身の個人的な政府(Personal Government)にまで引き 自分が望むように内閣を組織し、思いのままにあやつった。国王は、内 のである。ジョージ三世は、大ピットの辞任(一七六一年一〇月)後、 は内閣であった」。国王は、内閣の存続を左右する下院において、自分(※) の意思は、ほとんど議会に反映されず、そのために病的な政治現象が生 で行う大臣の議案の説明の仕方までも命令し、かくて行政の全過程を監 した。「国王は議会に提出する議案について大臣を指揮し、さらに下院 七九〇年以降Earl of Guilford)が総理大臣に就任した時に、頂点に達 内閣をほしいままにしていた状態は、ノース卿(Frederick North,一 ビュート (John Stuart,third Eary of Bute)、グランヴィル(George 「王の友」(King's Friends)と呼ばれた御用党を形成させたりした

the とで、ますます高まった。(24) 響力は増大しつつあるが、減ぜられるべきである」(the influence of 下院は、ダニング(John Dunning)の有名な決議案――「国王の影 の必要を自覺し、興論の支持を得て勢力を増大した」。一七八〇年に、 国民の不満は、アメリカ独立戦争(American War)が勃発したこ Crown has 3 creased, is increasing and ought to be 「反對黨は次第に憲法上の國民の既得權擁護

> diminished)を可決し、国王を非難した。 惨事が生じた結果、その勢力を増大させたのである。下院では、反対党 かった。しかし、内閣の反対党は、一七八二年に、国外におき一連の大 を遂行したとの理由だけで、自分の辞任が要求されようとは考えていな いないと、いう確信を抱いていたが、始めのうちは、アメリカ独立戦争 は、アメリカにおける戦争の継続が、国王と国家を破滅に追い込むに違 した。この時のノース卿の辞職が、内閣総辞職の先例となった。(衍) 一七八二年には、「殆ど國王の秘書に過ぎなかった」ノース卿が辞職 同卿

強制することのできた最初の事例として、注目に値する。 閣の政策に賛同できないというだけの理由で、内閣全体の辞職を事実上 なければならないと述べており、国王にも語ったのである。この時の を得ないと感じていた。同卿自身、下院で、大臣達は議会の信任を有さ ノース卿を含む閣僚のほぼ全員が、このような状況の中で、辞職せざる ノース内閣の辞職が、内閣の連帯責任制の始まりであった。下院は、 内

を宣言する動議は、下院において、かろうじて否決されたのである。 が勢力を得たために、戦争を終結させる動議が可決された。内閣不信任

成立した。国王は、「インド法案」(India Bill)をめぐって議会及びつまックス(Charles Fox)との連合内閣(Coalition ministry)が of Shelburne)内閣が組閣され、次いで、ノース卿とホイッグ党の(②) た。 十四歳の小ピットを起用して、思うままに内閣を操作しようとしたのだ 内閣と対立した際に、ノースとフォックスの連合内閣を罷免してしまっ ノース内閣辞職後は、シェルバーン(Wiliam, Petty, second Earl 国王が、その後任に選んだのが小ピットであった。国王は、

時代に、その基礎を確立した。 た王権の回復が挫折することとなった。ウォールポールの時代に確立さ が、皮肉なことに、その小ピットの起用によって、ジョージ三世が願っ たが、小ピットの出現によって再確立され、さらに強固に発展を遂げ せた責任内閣制の原理は、ジョージ三世の反動的な姿勢によって動揺し ノース内閣総辞職の時に見られた内閣の連帯責任制は、小ピットの

世論は、次第にこの若き指導者に有利な方へ傾いていった。 の時すでに、議会が国民の意思を反映していないことに気づいていた。 い大反対党」に直面しなければならなかったのである。(ヨ) 閣」との嘲笑を受けながら、下院において、「イギリス議会史上類のな た。小ピット内閣は、 小ピットは、 初め、議会で過半数の支持者を得ることができなかっ 「クリスマス休暇と共に姿を消すミンス・パイ内 小ピットは、こ

という先例が確立された」。 りであった。小ピットが、議会を解散して国民の意思に訴えたことで、 せることもできる行政部である」と説明された内閣の議会解散権の始ま 部によって任命された行政部であることと同じように、立法部を全滅さ 大臣は人民に訴えることができるのであり、人民に最後の決定権がある た。これが、後にバジョット(Wai-Iter Bagehot)によって、 「もし国王によって選ばれた大臣が下院の信任を得られない場合には、 九八四年三月に、小ピットはこの好機を利用して、議会を解散し 「立法

せられた憲法上の課題は、 小ピットは、一七八四年の選挙で、圧倒的多数をもって勝利を収め 「イギリス議会史上比類なき最強力の大臣」となった小ピットに課 立憲政治の諸原則の建て直しであった。近代

閣内の

いったのである。(36)の大臣の敗北は、政党の敗北になるという考え方が、一般的となっての大臣の敗北は、政党の敗北になるという考え方が、一般的となって ピットが内閣の連帯性を重視した結果である。 統一体とみなした上で、支持したり、攻撃したりする。また、下院は、 たならば、内閣は総辞職するということを意味する。下院は、大臣達を あった。議会に対する共同責任は、もし一人の大臣が議会において破れ の三つである。 達の政治的見解の一致、②議会に対する共同責任、③共通の長への服従 連帯性の本質に関して、三つの原則で表わしている。すなわち、①大臣 議院内閣制の基礎は、小ピットの時代に確立されたのだが、それは、 大臣達を、政党の代表者としてみなすようになった。そのために、一人 内閣の連帯責任が発達した背景には、 メイトランドは、 政党内閣の発達が 内閣の 小

ジョージ三世の〝内閣における最も強力な友〟で、 あった。この時の「ターローの放遂は、国務大臣たる者が、内閣の首長(テン) ピット内閣の大法官(Lord Chancellor)であったサーロ サーロー卿(Lord Thurlow)を免職した事例によく表われている。 の原則を主張した憲法上重要なる出来事であった。 から獨立して行動しつつ尚ほ其の地位を保つことは最早不可能であると サーロー卿の罷免を強く迫った。国王は、しぶしぶ罷免に同意したので て、ピットに対し公然と異議を唱えた。小ピットは、このため、 債基金制度(Sinking fund)の法案を提出した際には、議会におい 内通したりしたのである。さらに、同卿は、一七二九年に小ピットが減 であった。同卿は、しばしば閣議の秘密を国王に漏らしたり、反対党と 小ピットが、内閣の連帯性をいかに重く見ていたかということは、 言わば国王のスパイ 小ピットは、 一卿は、 国王に

たのである 統一を図るために、他の大臣達と一致した考えを持たない人物を排除し

閣の連帯性を重視した。アディントンは、組 閣 の 際 に、ラ フ ボ ディントン(Henry Addington)であった。アディントンもまた、内(3) は、アイルランド連合法(Irish Act)をめぐって国王と意見が衝突し た際に、一時総理大臣の地位を辞したが、その後を引き継いだのはア 内閣の連帯性を重視したのは、小ピットだけではなかった。小ピット o 卿

は、第一次小ピット内閣の大法官であったが、新内閣においても職に留

(Lord Loughborough) の入閣を拒絶したのである。

ラフボロ

卿

その基礎を固めていったのである。

閣構成員たることを要する以上に超えてはならない」と述べた。アディ(4) 由として、「内閣構成員の数は、公職上の責任ある地点が、その人に内 ジ三世に漏らしていたのであった。アディントンは、入閣を拒否した理 を制定するという考えを抱いていた時に、この小ピットの計画をジョー を通過させ、その後にアイルランドにおける旧教徒の解放に関する法律 まろうとしたのである。同卿は、小ピットが、先にアイルランド連合法 ントンは、「實際に國務を行ふ大臣と一致の行動を採らない人々を内閣

のは有名な事実」であった。また、その後も、一八三二年の選挙法改正(4) ぐって閣議で議論が起こったとき、テンプル卿らがそれを否定していた ていたかどうかについては、争いがある。「一八○六年、この原理をめ 内閣の連帯責任性の原則が、この時期に、確定的なものとして存在し 「内閣は議会で敗れても必ずしも辞職はせず、せいぜい個々の

なると考えたのである。

のらいに留むることは、國務大臣等に絶えず不安を感ぜしめ」ることに

職の時に明確なものとして表わされ、以後、小ピットの時代を通じて、 ポールが意図した内閣の連帯性は、一七八二年に生じたノース内閣総辞 任性の原理は、 大臣がその所管事項の政策につき議会の不信任があれば、単独辞職する 小ピットによってほぼ固められたと見て良い。ウォル

閣制の諸原則は、小ピットの時代に建て直され、より以上に堅固なもの となった。これは、小ピットという有能な人物の力によるところが大で の試みは、時代の趨勢に逆行する試みでしかなかったのである。責任内 ために、責任内閣制の原理は、危機に瀕するかに見えた。しかし、国王 トの時代にその基礎が固められた。ジョージ三世が王権の回復を願った いずれにせよ、イギリスにおける内閣の連帯責任性の原則は、小ピ

注

あったと言えよう。

- <u>1</u> 中村『前掲書』五四頁。
- $\widehat{\underline{2}}$ Williams, op. cit., P.238
- 3 Keir, op. cit., pp.332-333
- 4 Ibid., p.333
- 5 -六二頁。なお、Williams, op. cit., p.246参照 清水睦、 『揺籃期におけるイギリス内閣制度研究の一試論(四)』六一
- $\widehat{6}$ 清水『前掲書』六二頁。
- 7 Mackenzie, op. cit., pp.88-89;清水『前掲書』六三頁。
- 8 Anson, op. cit., p.112
- 9 清水『前掲書』六二頁。
- 10 Williams, op. cit., pp.39-40, 345-353
- 清水『前掲書』六二頁。

- Williams, op. cit.. p.354
- 13
- 14 Ibid., p.354.
- 15 Ibid., p.355; keir. op. cit., p.333
- 16 Williams, op. cit., p.355
- 17 Keir, op. cit., pp.333-334
- 18 今井登志喜『英國社會史下増訂版』一三頁。
- や、ブラックスーン (Sir William Blackstone) の「英法釈義」 Viscount Bolingbr oke)の「愛国王」(The Idea of a Patriot King) (Commentaries on the Laws of England) 等から深い影響を受けて ジョージ三世は、ボリングブルック (Henry Saint John, First
- 清水『前掲書』六六頁。
- (ন) Donald Grove Barnes, GeogeⅢ and William Pitt 1783-1806
- 清水『前掲書』七○頁。
- 件、ジューニアス(Junius)事件、ジョージ・ゴードン(George Gordon) 事件などが起きていた(今井『前掲書』一六-一七頁)。 この頃、イギリスでは、ジョージ・ウィルクス(John Wilkes)事
- Mackintosh, op. cit., p.64
- 中村『前掲書』五六頁。
- に、シヴィル・リスト(Civil List)の検査請求を行なっしおり、また、 案して、国王に抗議した。 バーク(Edmund Buke)は、「経済改革計画(Schma of economic)を提 Mackenzie,op.cit.,pp,153-154. 下院は、ダニングの決議案の可決の他
- 今井『前掲書』二三頁、Keir op, cit., p.339
- Mackenzie, op. cit., pp.89-90.
- Keir, op. cit., pp.378-379

Barnes, op. cit., pp.22-23

- 中村英勝『イギリス議会史』新版九四頁。 Ibid., pp.22-23
- Walter Bagehot, The English Constitution, 1964, pp. 50-61.

- 33 清水『前掲書』六七頁。
- ばれた (Keir, op. cit., pp.379-380). ぼった。この人々は、〝フォックスの殉教者〟(Fox's Martyrs)と呼 一七八四年の総選挙で議席を失った人の数は、およそ一六○人にもの
- (3) Barnes, op. cit., pp.486-487
- Maithland, op. cit., pp.395-396

36

- <u>37</u> op. cit., pp.68-69; 杉山『前掲書』7頁。 Keir, op. cit., p. 382; Barnes, op. cit., pp.236-239; Mackintosh
- (38) 占部『前掲書』六七九頁。
- その後、小ピットは、一八○四年から一八○六年の間に、第二次内閣を組 織せしめた。 第一次小ピット内閣は、一七八三年から一八〇一年にかけて在職した。
- Anson, op. cit., p.110.
- $\widehat{41}$ 40 占部『前掲書』六七九頁。
- $\widehat{42}$ 近藤『前掲書』一三六頁。
- 杉山『前掲書』一〇頁。

四 おわりに

連帯責任性が成立する過程を明らかにした。 共同責任が認められるようになった時期について考察を行ない、内閣の 臣が個別的に議会に対して責任を負っていた時期、議会に対する内閣の 以上、議会が大臣の責任を問う手段として、弾刻権を用いた時期、大

の考えをそのまま実行に移していたのである。議会と言えども、国王の えよう。当時は、もちろん、国王の力が強大で、国王の大臣達は、国王 存在せず、弾刻権の行使に頼ったのは、まさに窮余の一策であったと言 は、一四世紀であった。この頃は、他に議会が大臣の責任を問う方法は 議会が大臣の責任を追求する方法として、初めて弾刻権を行使したの

の大臣を攻撃することで、実は、王権そのものに対し戦いを挑んでいた追求するという手段だったのである。議会は、この手段によって、国王あった。そこで考え出されたのが、弾刻権の行使によって大臣の責任を威光に保護された大臣達に対して、容易にその責任を問うことは困難で

つようになった。 刻権の行使は、議会対国王の争いの他に、政党間の争いという側面も持た。名誉革命の後は、政党の力が増大した。このために、議会による弾ー六八八年に起こった名誉革命は、王権に対する議会の勝利であっ

状態が生じたのである。

ことになる

て抱いていた敵意もようやく薄れ、議会と内閣との依存関係が確立されせしめた有能な政治家であった。この時代になると、議会が内閣に対しである。ウォールポールは、国王の無答責、総理大臣による内閣の統場合には、大臣は辞任すべきであるという原則を、身をもって示したの場合には、大臣は辞任すべきであるという原則を、身をもって示したのやがて、弾刻に頼らなくても、議会が大臣の責任を問うことが可能に

ルと同じく、内閣の存続のために下院の支持を不可欠と考え、また、内ピットは、ウォールポール以来の優秀な政治家であった。ウォールポーだが、小ピットの登場によって、国王の試みは挫折したのである。小当限された王権の回復を試みたために、責任内閣制の原則は動揺したの三世の行なった反動政治の中に、両者の対立が表われている。国王が、三世の行ながら、議会と国王との争いは、それからも続いた。ジョージ

戦いの歴史を、常に考慮に入れる必要があろう。

ていったのである。

れども統治せず」(Ie roi régne, mais il ne gouverne pas)といったあ。王権は、小ピットによって、決定的な攻撃を受け、「国王は君臨す対抗するには、内閣が一致団結して行動することが必要であったのである。そして、内閣は議会に対し連閣の議会解散権を成立せしめたのである。そして、内閣は議会に対し連

本稿において考察を行なう場合には、国王に対する議会および国民のについて、憲法考察を行なう場合には、国王に対する議会と内閣との発達しなければならない。議会と国王は、数世紀にわたって激しい抗争を続しなければならない。議会と国王は、数世紀にわたって激しい抗争を続と内閣の相互依存が始まった。「人類史上最も巧妙な政治機構」と呼ばた内閣の相互依存が始まった。「人類史上最も巧妙な政治機構」と呼ばれる議院内閣制の発達である。イギリスにおける国王に対する議会の勝利を通した国民の勝利でもあった。イギリスにおける国王に対する議会の勝利を通した国民の勝利でもあった。イギリスにおける国王に対する議会の勝利を通した国民の勝利でもあった。イギリスにおける国王に対する議会の勝利を通した国民の勝利でもあった。イギリスにおける国王に対する議会の勝利を通した国民の勝利でもあった。イギリス国民は、国王の専制から、議会と内閣の手で自らの権利を獲得してきたのである。「イギリス人は、権利申的の手で自らの権利を獲得してきたのである。「イギリス人は、権利と呼ばれる議院内閣制の発達である。

- (2) 中村『前掲書』八五頁。 政治家であるティエール(Adolpe Thiers)の言葉に由来している。(1) 「国王は君臨すれども統治せず」というイギリスの原理は、フランスの
- (3) 長谷川正安『基本的人権の発展と現状』前衛五八一号一五六頁。